

須崎市告示第57号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に須崎市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について次のとおり定める。

令和4年12月22日

須崎市長 楠瀬耕作

第1 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

一般競争入札又は指名競争入札に参加することができる者は、一般競争入札又は指名競争入札の参加資格に関する審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を含む。以下「資格審査」という。）を受け、須崎市建設工事一般競争入札又は指名競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。ただし、令和4年10月1日（以下「審査基準日」という。）において1の（1）から（5）に掲げる事項のいずれかに該当する者及び資格審査を申請する日（以下「申請日」という。）において1の（6）から（8）に該当する者は、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しない。

資格者名簿の工事種別は、建設業法の別表の区分に従い、2に掲げる資格審査事項について審査した結果及び地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する事項を総合的に勘案して、それぞれ格付けする。資格審査による格付けは、須崎市内に主たる営業所を有する建設業者（以下「市内建設業者」という。）の場合に行うものとし、市外建設業者及び一般競争入札による格付けは行わない。

なお、資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）と他の有資格者若しくは資格者名簿に登載されていない者（以下「無資格者」という。）が合併し、又は有資格者若しくは無資格者が他の有資格者から営業を譲り受けた場合（有資格者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業の承継会社又は新設会社となった場合も含む。以下「合併等の場合」という。）は、その翌日を審査基準日とみなし、その者の申請により随時資格審査を行い、指名競争入札に関して格付けするものとする。ただし、有資格者である個人（以下「有資格個人」という。）が法人組織に変更し、法人として建設業の許可を受けた場合及び無資格者である個人が有資格個人から営業の譲渡（相続を含む。）を受け、個人として建設業の許可を受けた場合において、営業の同一性が認められるときは、有資格個人の格付けされた資格を承継するものとする。

1 次に掲げる事項に該当する者は、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しない。

【別紙① 建設工事】

- (1) 希望する建設工事について審査基準日までに建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者
 - (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - (4) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者
 - (5) 審査基準日の前日（令和4年9月30日）までに納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者。なお、市内建設業者の場合は、代表者が須崎市における水道料金、下水道負担金及び使用料、保育料、住宅使用料、住宅新築資金等を滞納している者。ただし、申請時まで完納した場合は、この限りでない。
 - (6) 須崎市内に主たる営業所又は支店若しくは営業所を有する事業者について、須崎市において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者で個人住民税を特別徴収するための手続を申請日までにしていない者、須崎市において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者、須崎市において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき（個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。）に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者
 - (7) 須崎市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年須崎市規則第17号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者
 - (8) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 2 資格審査事項は、次に掲げるものとする。
- (1) 経営事項審査
建設業法第27条の2第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準（平成6年6月建設省告示第1461号）により定められた審査の項目及び基準により行う。
 - (2) その他の審査事項
工事施工能力及び法令違反等の事項について、別に基準を定めて審査を行う。

第2 建設工事一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書の提出期限及び方法等

1 市内建設業者の場合

- (1) 資格審査を受けようとする者は、令和5年度建設工事競争入札参加資格審査申請

【別紙① 建設工事】

書を市長が特別な理由があると認めた場合又は合併等の場合を除き、令和5年1月10日から令和5年2月10日までの間に市長に提出しなければならない。

なお、申請は須崎市入札参加資格申請WEBサイト（本番申請用サイト）での電子申請とする。

(2) 建設工事競争入札参加資格審査申請書には、特別な理由がある場合を除き、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 建設業許可証明書（写し可）

イ 技術職員名簿

ウ 工事経歴書（希望工種別に審査基準日の直前1年分）

エ 建設業許可申請書の経營業務の管理責任者証明書及び専任技術者証明書（写し可）

オ 審査基準日直前（最新）の経営規模等評価通知書・総合評定値通知書（写し可）

カ 審査基準日の前日（令和4年9月30日）までに納期限の到来した国税、県税及び市税（法人の場合は代表者にかかる個人の市税を含む。）の納税証明書（滞納がないことが分かる証明書）（写し可）

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書

ク 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

ケ その他市長が必要と認めた書類

2 市外建設業者の場合

(1) 資格審査を受けようとする者は、令和5年度建設工事競争入札参加資格審査申請書を市長が特別な理由があると認めた場合又は合併等の場合を除き、令和5年1月10日から令和5年2月10日までの間（以下「受付期間」という。）に市長に提出しなければならない。

なお、申請は須崎市入札参加資格申請WEBサイト（本番申請用サイト）での電子申請とする。

(2) 建設工事競争入札参加資格審査申請書には、特別な理由がある場合を除き、次の書類を添付しなければならない。

ア 建設業許可証明書（写し可）

イ 技術職員名簿

ウ 工事経歴書（希望工種別に審査基準日の直前1年分）

エ 経營業務の管理責任者証明書及び専任技術者証明書（須崎市内の営業所を受任者とする者のみ）（写し可）

オ 審査基準日直前（最新）の経営規模等評価通知書・総合評定値通知書（写し可）

カ 審査基準日の前日（令和4年9月30日）までに納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税（法人の代表者で須崎市の課税がある場合は、その代表者にかかる市税を含む。）の納税証明書（滞納がないことが分かる証明書）（写し可）

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（対象者のみ）

ク 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

ケ 営業所一覧表

- コ 委任状（営業所等に委任事項がある場合のみ）
- サ その他市長が必要と認めた書類

第3 資格の取消し

市長は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 建設業の許可を取り消されたとき。
- 2 審査基準日以後に第1の1の（2）、（3）、（4）、（7）又は（8）に該当する者となったとき。
- 3 建設工事競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類中の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 4 入札参加資格を辞退したとき。

第4 一般競争入札又は指名競争入札の参加者の選定等

- 1 市長は、一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、有資格者（有資格者を構成員として結成された特定建設工事共同企業体を含む。）のうちから、次の事項を総合的に勘案して、当該入札に参加させようとする者の選定等を行う。
 - （1）技術的適正
 - （2）地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当の有無
 - （3）不正又は不誠実行為の有無
 - （4）信用状態
 - （5）工事成績
 - （6）技術職員の数及び状況
 - （7）当該工事に関する地理的条件
 - （8）その他施工状況等
- 2 有資格者が業務等について、不誠実、法令違反等の行為があったときは別に定める基準により指名停止を行う。

第5 建設工事競争入札参加資格審査申請書の変更届

建設工事競争入札参加資格審査申請書を提出した後、申請内容に変更があったときは、変更届（任意様式）を直ちに市長に提出しなければならない。